No.24−09　　2024（令和 6）年 6 月 10 日

全保協ニュース

〔協議員情報〕

全　国　保　育　協　議　会

TEL. 03-3581-6503　　FAX. 03-3581-6509
ホームページアドレス〔 https://www.zenhokyo.gr.jp 〕

－今号の目次－

◆ こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました（こども家庭庁）・・・・・・・・・・・・1
◆ 教育・保育施設におけるプール活動・水遊び事故防止及び熱中症事故の防止について（こども家庭庁等　事務連絡）・・6
◆「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載について・・・・・・・・・・・・・・・・・6

◆「こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました（こども家庭庁）

令和 6 年 5 月 31 日、岸田内閣総理大臣を会長とした第 3 回こども政策推進会議が開催され、「こどもまんなか実行計画 2024」が決定されました。

これは「こども基本法」に基づき、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めた「こども大綱」（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）から、具体的に取り組む施策を取りまとめたものです。

今後、こども家庭審議会において、施策の実施状況や指標等を検証・評価し、その結果を踏まえ、毎年 6 月頃を目途に、こども政策推進会議において「こどもまんなか実行計画」を改定し、関係府省庁の予算概算要求等に反映することとしています。

「こどもまんなか実行計画 2024」のなかで保育所・認定こども園等に関係する項目を次頁に抜粋します。

【こどもまんなか実行計画 2024 より事務局抜粋･赤字加工】

（遊びや体験活動の推進）

幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの 100 か月の育ちビジョン）を踏まえた「遊びと体験」の推進

はじめの 100 か月の育ちビジョン（令和５年 12 月 22 日閣議決定）に基づき政府の取組を推進するため、乳幼児に関する様々な科学的知見の蓄積・普及に向けた外遊びや絵本等の「遊びと体験」が乳幼児に与える影響や乳幼児の育ちに関する生活実態等の調査研究、地域の多様な場に根差して乳幼児や保護者・養育者と地域の人々や活動をつなぐコーディネーターの養成、保護者・養育者や専門職等に向けた普及啓発等を進め、乳幼児の豊かな「遊びと体験」等を保障する。【こども家庭庁】 *P8 より抜粋*

（生活習慣の形成・定着）

食育の推進

第４次食育推進基本計画（令和３年３月 31 日食育推進会議決定）に基づき、こどもに対して地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進するとともに、食育推進全国大会や食育活動表彰等を通じて情報発信を行うことで、食育への理解促進を図る。第４次食育推進基本計画において定めている目標の達成状況を踏まえつつ、食育推進会議において次期食育推進基本計画を令和７年度末に策定する。【農林水産省、文部科学省、こども家庭庁、関係省庁】 *P11 より抜粋*

（障害の有無にかかわらず安心して共に暮らすことができる地域づくり）

専門的支援が必要な障害児への支援の強化

医療的ケア児や重症心身障害児について、医療的ケア児支援センターや医療的ケア児等コーディネーターを中核として、相談支援や関係機関の相互の連携など地域の支援体制の整備を進める。また、家族の負担軽減やレスパイトの時間の確保の観点から、医療的ケア児や重症心身障害児を一時的に預かる環境の整備を進める。【こども家庭庁】

医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、その受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備するとともに、医療的ケア児の育ちと生活の総合的な支援を行う。【こども家庭庁】 *P29 より抜粋*

（こども家庭福祉分野に携わる人材の確保・育成支援）

こども家庭ソーシャルワーカーの取得促進

資格取得のための研修等に参加する場合の受講費用等の補助や、児童相談所、市区町村相談支援部門等に資格を有する者を配置する場合の財政支援を行うとともに、施行状況の実態把握を進める。【こども家庭庁】 *P34より抜粋*

（有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等の推進）

非常災害対策

令和６年能登半島地震や過去の非常災害発生時の教訓も踏まえ、発災後は、早急に被害状況を把握するとともに地方公共団体とも緊密に連携を図り、こどもの最善の利益を考慮しつつ、被災地のニーズに寄り添いながら円滑に生活の再建や災害復旧等に取り組めるようにする観点から、保育所等の利用者負担減免や避難先における保育の提供、被災したこどもの居場所づくりの支援、被災した妊産婦や乳幼児等の心身の健康等に関する相談支援などに備えるとともに、児童福祉施設等への施設整備費の補助等を通じて非常災害対策を進める。【こども家庭庁】 *P45より抜粋*

（待機児童対策、地域の身近な場を通じた支援の充実等）

親の就業状況にかかわらない支援の充実

全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減、親としての成長等を各家庭の状況等に応じて切れ目なく図るため、現行の幼児教育・保育給付に加え、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）を創設する。具体的には、令和７年度に子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業として制度化し、実施地方公共団体の増加を図った上で、令和８年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として全国の地方公共団体において「こども誰でも通園」を実施する。【こども家庭庁】 *P53より抜粋*

病児保育事業の実施

こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気のこどもを一時的に保育するとともに安定的な運営等を支援することにより、安心して子育てができる環境整備を図る。病児保育の安定的な運営を図る観点から、病児保育に係

る保育士等の職務の特殊性等を踏まえた基本分単価の引上げ等を、2024 年度から実施する。【こども家庭庁】 P53～54 より抜粋

（幼児教育・保育の質の向上、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善）

幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の着実な実施

施設類型を問わず質の高い幼児教育・保育が行われるよう、地方公共団体の関係者等を対象とした会議等を通じて、幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨・内容の周知徹底を行う。また、これらの改訂に向けては、学校教育法・児童福祉法において文部科学省とこども家庭庁が相互に事前協議を行うこととされていること等を踏まえ、文部科学省とこども家庭庁が緊密に連携し、施設類型を問わず幼児教育・保育の内容の整合性を図り、質の高い教育・保育を保障する。【文部科学省、こども家庭庁】 P54 より抜粋

幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究の実施

幼稚園・保育所・認定こども園といった施設類型を問わず、また、地域や家庭の環境にかかわらず、全てのこどもに格差なく質の高い学びを保障できるようにするべく、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を始め、幼保小が直面している課題の解決など、幼児教育・保育の質の向上に資する調査研究を実施する。また、調査研究で得られた成果については、地方公共団体の幼保小の関係者等を対象とした会議等を通じて発信し、成果の横展開を実施する。【文部科学省、こども家庭庁】 P54 より抜粋

（保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成・確保・処遇改善等）

保育人材の育成・確保、保育士等の処遇改善

保育人材の育成については、各専門分野のリーダー的な役割を担う者等を対象として実施する「保育士 等キャリアアップ研修」等の実施体制の確保を図るとともに、保育所等における職員の資質の向上に取り組む。【こども家庭庁】

新たに保育士を目指す者に向けた資格の取得支援、就業継続のための環境づくり、離職者の再就職の促進などにより、保育人材確保策に取り組む。【こども家庭庁】

保育士等の処遇改善は、平成 25 年度以降、累次の処遇改善を実施し、累計＋23%の給与改善を進めてきた。また、これとは別に、技能・経験に応じた月額最大４万円の給与改善を平成 29 年度から実施している。「こども未来戦略」（令和５年 12 月 22 日閣議決定）を踏まえ、引き続き令和５年人事院勧告を踏まえた対応を実施するとともに、民間

給与動向等を踏まえた更なる処遇改善を進める。【こども家庭庁】

費用の使途の見える化に向けて、事業者が施設ごとの経営情報等を都道府県に報告することを求めるとともに、報告された経営情報等の分析結果等の公表を都道府県知事に求めること等の制度化を図る。【こども家庭庁】

P55 より抜粋

職員配置基準の改善

１歳児及び４・５歳児の職員配置基準については、令和６年度から、制度発足以来 75 年間一度も改善されてこなかった４・５歳児について、30 対１から 25 対１への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。これとあわせて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）。また、令和７年度以降、１歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に６対１から５対１への改善を進める。【こども家庭庁】

P56 より抜粋

実行計画に示された内容については、最長で令和 10 年度の実施を目途に、各事業ごとの工程表が示されています。実行計画の詳細な内容はこども家庭庁ホームページからご確認ください。

【こども政策推進会議】

https://www.cfa.go.jp/councils/suishinkaigi/

こども家庭庁ホーム＞会議等＞こども政策推進会議

【こどもまんなか実行計画 2024】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3bbf70e9-27d7-45dc-b6bb-2a8145d6ba0c/4541ddf1/20240530_councils_suishinkaigi_3bbf70e9_13.pdf

【こどもまんなか実行計画 2024 概要】

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/3bbf70e9-27d7-45dc-b6bb-2a8145d6ba0c/7f5559a7/20240530_councils_suishinkaigi_3bbf70e9_12.pdf

こども家庭庁ホーム＞会議等＞こども政策推進会議＞こども政策推進会議（第 3 回）

◆ 教育・保育施設におけるプール活動・水遊び事故防止及び熱中症事故の防止について（こども家庭庁等事務連絡）

夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関する重大事故や熱中症事故の発生が懸念されることから、必要な対策について、改めて各施設等に周知がなされ、各施設等において必要な取組が確実に実施されるよう、表記事務連絡が 5 月 30 日に発出されました。

各施設等における事故防止については、平成 28 年 3 月 31 日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において示されています。

保育所・認定こども園等のプール活動・水遊びの開始時期に合わせて、ガイドライン（施設・事業者向け）中の注意すべきポイント等の記載事項を改めて確認し、事故防止対策を徹底するとともに、これからは気温の高い日が続くと予想されることから、熱中症事故の発生も懸念されるため、送迎用バス等への置き去り事案をはじめとした熱中症による重大事故の防止についても、対策を講じていくことが重要となります。

詳細は別添 PDF 資料をご確認ください。

画像：事務連絡より（Pwc コンサルティング合同会社「こどもの重大な事故を防ぐためのポイント」）

◆「地域における公益的な取組」の現況報告書への記載について

現在、現況報告書等の届け出を行う「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」の 2024 年度の運用が開始されています。

社会福祉法人においては、平成 28 年に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律に基づき、社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の実施が法人の責務として位置づけられており、現況報告書に記載することが必要です。

WAM のリサーチレポート「2020 年度社会福祉法人の経営状況について」によると、保育主体法人の「地域における公益的な取組」の記載率は 56.9%でした。約 4 割の法人は記載していないことになります。

全社協・社会福祉施設協議会連絡会では、すべての社会福祉法人が地域における公益的な取り組みを確実に記載するためのリーフレットを作成しています。

リーフレットにあるとおり、保育所等で実施している「実習生の受け入れ」や「地域の子育て家庭の相談支援」（園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談」なども「地域における公益的な取組」に該当します。令和 6 年度の現況報告書の提出（6 月末まで）に向け、「地域における公益的な取組」の記載を遺漏なきようお願いします。

施設種別の特性や専門性を活かした取組と現況報告書への記載例

貴法人・施設では必ずいずれかの取組を実施しているはずです！
以下の取組例を参考に、現況報告書に記載してください。

施設種別／取組例	現況報告書での分類
種別共通	
☑実習生の受入れ 実習生や研修生等の受入れによる福祉人材の育成	⑦地域住民に対する福祉教育
☑行事やバザーの開催 行事やバザーを通じた早期発見に向けた相談しやすい環境づくり	⑨その他
☑複数法人間連携事業への参画 連携事業への参画による地域のセーフティネット構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
☑認定就労訓練事業の実施 認定就労訓練事業としての生活困窮者への就労支援	①地域の要支援者に対する相談支援
☑災害時に備えた地域のコミュニティづくり 地域住民と連携した防災体制の構築	⑧地域の関係者とのネットワークづくり
保育所など	
☑地域の子育て家庭の相談支援 園庭開放・近隣地域の子育て家庭を対象にした育児相談	①地域の要支援者に対する相談支援
☑児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援
☑子育てサロン 子育てサロンの実施による子育て家庭の居場所づくり	⑥地域の福祉ニーズ等を把握するためのサロン活動
社会的養護関係施設など	
☑施設退所者への継続的な支援 児童養護施設退所者への相談支援	①地域の要支援者に対する相談支援
☑児童虐待防止ネットワーク 児童虐待防止ネットワークへの参画	③地域の要支援者に対する権利擁護支援

「地域における公益的な取組」の解釈の明確化

- 平成30年1月23日の通知改正(※)により、「地域における公益的な取組」の解釈の明確化が図られました。
- 無料または低額な料金で提供されることは基本としつつも、支援が必要な者が直接的のみならず、間接的に利益を受けるサービスや取組についても対象に含められることとなりました。

(※)社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について(厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知 社援基発0123第1号／平成30年1月23日)

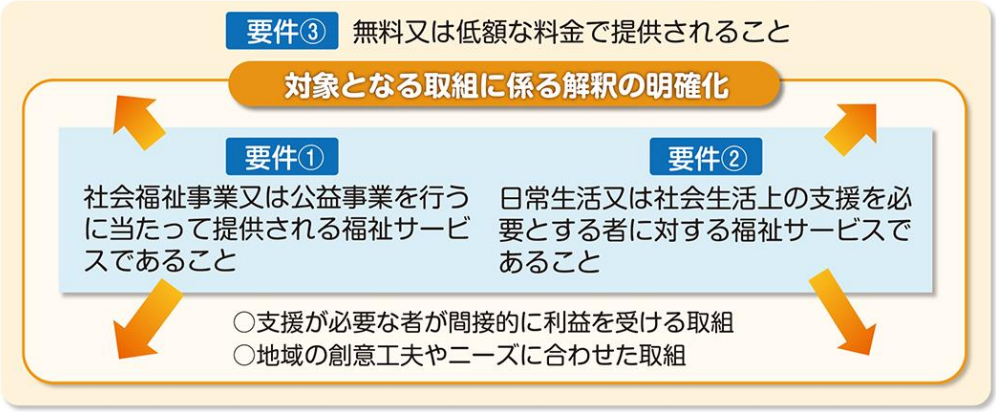

- この明確化により、例えば、
  - 住民の居場所(サロン)、活動場所の提供等を通じた地域課題の把握や地域づくりに関する取組
  - 住民ボランティアの育成
  - 災害時に備えた地域のコミュニティづくり
  - 住民に対する福祉に関する学習会や介護予防に資する講習会　等

社会福祉法人・福祉施設の持つ専門性やノウハウを活用した多様な取組も該当することになりました。

全国社会就労センター協議会
全国身体障害者施設協議会
全国保育協議会
全国保育士会
全国児童養護施設協議会
全国乳児福祉協議会
全国母子生活支援施設協議会
全国福祉医療施設協議会
全国救護施設協議会
全国社会福祉法人経営者協議会
障害関係団体連絡協議会
全国厚生事業団体連絡協議会
高齢者保健福祉団体連絡協議会

全国社会福祉協議会　社会福祉施設協議会連絡会
〒100-8980　東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル　TEL 03-3581-7819　FAX 03-3581-7928

事　務　連　絡
令和６年５月30日

各都道府県・指定都市・中核市保育主管課
各都道府県・指定都市・中核市児童福祉主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園担当課
各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市
認可外保育施設担当課
各都道府県・指定都市・中核市放課後児童クラブ担当課
各都道府県・指定都市・中核市児童館担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て短期支援事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て世帯訪問支援事業担当課　御中
各都道府県・指定都市・中核市児童育成支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市地域子育て支援拠点事業担当課
各都道府県・指定都市・中核市子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）担当課
各都道府県・指定都市・中核市障害児支援主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校安全担当課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課

こども家庭庁成育局安全対策課
こども家庭庁成育局保育政策課
こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室
こども家庭庁成育局成育基盤企画課
こども家庭庁成育局成育環境課
こども家庭庁支援局障害児支援課
文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
消費者庁消費者安全課

教育・保育施設等におけるプール活動・水遊びの事故防止
及び熱中症事故の防止について

平素から教育・保育施設等（以下「各施設等」という。）における重大事故の防止について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

夏季においては、プール活動・水遊びの機会が増加する時期であり、水に関する重大事故の発生が懸念されます。

各施設等における事故防止については、平成28年３月31日に発出した「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」

（以下「ガイドライン」という。）において示しておりますが、ガイドラインが対象として念頭に置いている施設・事業を含めた各施設等（※）におけるプール活動・水遊びの開始時期に合わせて、ガイドライン（施設・事業者向け）中の注意すべきポイント等の記載事項を改めて確認し、事故防止対策を徹底していく必要があります。

また、これからは気温の高い日が続くと予想されることから、熱中症事故の発生も懸念されますので、送迎用バス等への置き去り事案をはじめとした熱中症による重大事故の防止についても、対策を講じていくことが重要です。

以上のことから、各地方公共団体等におかれましては、下記のとおりプール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故を防止するために必要な対策について、改めて各施設等に周知していただくとともに、各施設等において必要な取組が確実に実施されるよう、適切に指導いただくようお願いします。

※　本通知が対象とする「各施設等」とは、以下を指します。

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、認可外保育施設、放課後児童クラブ、児童館、子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、障害児支援事業

記

１．プール活動・水遊びの事故防止

（１）監視体制の確保

プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。

（２）職員への事前教育

事故を未然に防止するため、プール活動に関わる職員に対して、こどものプール活動・水遊びの監視を行う際に見落としがちなリスクや注意すべきポイントについて事前教育を十分に行うこと。

「プール活動・水遊びの際に注意すべきポイント」※ガイドライン２ページ

○　監視者は監視に専念する。
○　監視エリア全域をくまなく監視する。
○　動かないこどもや不自然な動きをしているこどもを見つける。
○　規則的に目線を動かしながら監視する。
○　十分な監視体制の確保ができない場合については、プール活動の中止も選択肢とする。
○　時間的余裕をもってプール活動を行う。　等

（３）緊急事態の対応等

施設・事業者は、職員等に対し、心肺蘇生法を始めとした応急手当等及び119 番通報を含めた緊急事態への対応について教育の場を設け、緊急時の体制を整理し共有しておくとともに、緊急時にこれらの知識や技術を活用することができるように日常において実践的な訓練を行うこと。

２．熱中症事故の防止

（１）環境の整備等

熱中症事故は、命に係わる危険があるが、適切な環境の整備等を行うことで予防が可能であるため、以下のような点に留意すること。

○　活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整えること。

○　活動中や活動終了後に水分や塩分の補給を行うこと。

○　熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うこと。

○　こどもが送迎用バス等に置き去りにされた場合、命の危険に関わる熱中症事故のリスクが極めて高いことから、関係府省令等の改正により、

・　送迎用バスの運行に限らず、自動車への乗降車の際に点呼等の方法でこどもの所在を確認すること

・　送迎用バスへの安全装置の装備及び当該装置を用いてこどもの降車の際に所在を確認すること

が義務化されたことを踏まえ、こどもの所在確認を徹底し、置き去り事故を防止すること。

なお、安全装置はあくまでヒューマンエラーを補完するものであることを踏まえ、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」等を活用し、こどもの乗り降りの際、職員による点呼やこどもの顔を目視する等の方法により、置き去りを防ぐための所在確認を確実に実施すること。

（２）各種活動実施に関する判断

熱中症事故の防止のためには、暑熱環境において各種活動を中止することを想定し、その判断基準と判断者及び伝達方法を、各施設等における危機管理マニュアルなどにおいて予め具体的に定め、職員間で共通認識としておくことが有効であり、熱中症の危険性を判断する基準としては、暑さ指数（WBGT（湿球黒球温度）：Wet Bulb Globe Temperature）を用いることが考えられる。

暑さ指数は、環境省の「熱中症予防情報サイト」で地域ごとの実況値・予測値を確認できる。

また、同サイトでは、「熱中症警戒アラート（熱中症の危険性が極めて高

くなると予測される際（暑さ指数が 33 を超える場合）に発令)」及び「熱中症特別警戒アラート（熱中症による人の健康に係る重大な被害が生ずるおそれがある際（暑さ指数が 35 を超える場合）に発令)」等も確認することができる。

なお、域内の暑さ指数の実況値・予測値、熱中症警戒アラート・熱中症特別警戒アラートの発表の有無にかかわらず、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、暑さ指数等を活用して把握し、適切な熱中症予防を行うことが重要であることに十分留意すること。

（３）こどもに対する声掛け

熱中症事故の防止に関して、こどもが自ら体調を意識し、必要な時には人に伝えられるようになるよう、以下のような事項を発達段階等に応じて適切に促すこと。

○　暑い日には帽子を着用するなどして日差しを遮ること、通気性・透湿性の悪い服装を避けること。 ○　身体を動かして遊んだり、施設の外に出掛けたりする時は、こまめに水分を補給し休憩をとること。 ○　体調がいつもと違うと感じた時には、すぐに職員に伝えること（発達段階等によって、伝え方が様々であることに留意すること。)。

３．参考事項

プール活動・水遊びの事故防止及び熱中症事故の防止については、別添「こどもの重大な事故を防ぐためのポイント（みずあそび、応急処置)」（令和５年度子ども・子育て支援調査研究事業、発行：PwC コンサルティング合同会社）のほか、参考となる資料を以下のとおり示しているので、各施設等の実状に応じた資料を活用して、事故防止に努めること。

【参考資料】

○　プール活動・水遊びの事故防止

- 「プール活動・水遊び監視のポイント」消費者安全調査委員会
  https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/pdf/teaching_material_200527_0001.pdf
- 「プール活動・水遊びに関するチェックリスト」消費者安全調査委員会
  ～園長用～
  https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0001.pdf
  ～監視を担当する職員・スタッフ用～
  https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_003/pdf/report_003_190617_0002.pdf
- 「守ろう！いのち 学び合おう！水辺の安全」
  公益財団法人 日本ライフセービング協会
  https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/
  ＜事前学習＞　監視の基本編
  https://elearning.jla-lifesaving.or.jp/pre-learning/monitoring.html

○　熱中症事故の防止

- 「熱中症予防情報サイト」環境省
  https://www.wbgt.env.go.jp/
- 「熱中症・水難事故防止関連情報」文部科学省
  https://anzenkyouiku.mext.go.jp/heatillness/index.html
- 「Vol.626 早めの熱中症予防！症状が現れたら速やかな処置を！」
  （令和５年５月８日付、こども安全メール from 消費者庁）消費者庁
  https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/child/project_001/mail/20230508/
- 「熱中症の予防」パンフレット、ポスター等
  独立行政法人日本スポーツ振興センター
  https://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/337/Default.aspx#heat
- 「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」
  内閣官房、内閣府、文部科学省、厚生労働省
  https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/

【問合せ先】

- **ガイドラインに関すること**
  こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
  Tel:03-6858-0183

- **保育所及び認定こども園（幼稚園型を除く）に関すること**
  こども家庭庁成育局成育基盤企画課企画法令第二係
  Tel:03-6861-0054

- **認可外保育施設に関すること**
  こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室指導係
  Tel:03-6858-0133

- **放課後児童クラブ、児童館に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係
  Tel:03-6861-0303

- **子育て短期支援事業、子育て世帯訪問支援事業及び児童育成支援拠点事業に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課家庭支援係
  Tel:03-6861-0224

- **地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業に関すること**
  こども家庭庁成育局成育環境課子育て支援係
  Tel:03-6861-0519

- **障害児支援事業に関すること**
  こども家庭庁支援局障害児支援課障害児支援係
  Tel:03-6861-0063

- **幼稚園、特別支援学校及び認定こども園(幼稚園型)に関すること**
  文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
  安全教育推進室学校安全係
  Tel:03-6734-2966

こどもの重大な事故を防ぐためのポイント ねる・たべる・みずあそび

教育・保育施設等の職員向け

みずあそび のときにきをつけること

❶ 監視体制を確保しましょう

□「**専ら監視を行う者**」と「**指導等を行う者**」を**分けて配置**し、**役割分担を明確**にする

□十分な監視体制の確保ができない場合は、プール活動・水遊びの中止も選択肢とする

❷ 監視者は監視に専念し、こどもから目を離さないようにしましょう

□監視者は、**片付け、こどもの相手など他の作業を行わない（時間的余裕をもつ）**

□**目立つ色の帽子**などを身につける…**誰が監視者であるか分かる**ようにする

□こどもに「監視の先生はみんなを守ることが仕事なので、話しかけない・用を頼まない・一緒に遊んだりできない」ことを知らせておく

□エリア**全域を見渡せる場所**から**規則的に目線を動かしながら監視**する

□**動かないこども**や、集団から外れて動くなど**不自然な動きをしているこども**を見つける

みずあそびのときにひそむリスク

- 過去に、監視役の先生が、遊具の片付けなど、**ほかの作業を行っていて、ふと目を話したすきに、こどもがおぼれた事故**が起こっている
- **監視場所に近いところ**や、**浅い場所**など、一般に安全と思われる場所も、おぼれる可能性がある
- おぼれるときは、助けを求めたり、苦しくて暴れるといった反応とは限らず、**静かにおぼれることも多い**と言われている

応急処置

こどもの重大な事故を防ぐためのポイント ねる・たべる・みずあそび

教育・保育施設等の職員向け

もしこどもの窒息などが起きてしまったら

突然心臓が止まったり、おぼれたりした場合、
一刻も早い手当てが必要です。
すぐに**119番・応急処置**を開始しましょう。

心肺蘇生法 胸骨圧迫（心臓マッサージ）

強さ　胸の厚さが3分の1くらい沈む強さ

速さ　1分間に100～120回

幼児：胸骨の下部分を、手のひらの根元で押す

乳児：左右の乳頭を結んだ線の中央で少し足側を、指2本で押す

背部叩打法

幼児：こどもの後ろから片手を脇の下に入れ、胸と下あご部分を支えて突き出し、あごをそらせる。片手の付け根で両側の肩甲骨の間を強く迅速に叩く

乳児：片腕にうつぶせに乗せ顔を支えて、頭を低くして、背中の真ん中を平手で何度も連続して叩く

胸部突き上げ法

片手で体を支え、手の平で後頭部をしっかり支える。
心肺蘇生法の胸部圧迫と同じやり方で圧迫

腹部突き上げ法

後ろから両腕を回し、みぞおちの下で片方の手を握り拳にして、腹部を上方へ圧迫
（※幼児のみ、乳児は除く）

参考資料

こども家庭庁
教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン
教育・保育施設等における重大事故防止策を考える有識者会議 年次報告
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/guideline/

政府広報オンライン
窒息事故から子どもを守る
※玩具や食べ物などによる窒息のメカニズム・事故が起きてしまった際の対処法を解説
https://www.gov-online.go.jp/prg/prg16245.html

こども家庭庁
乳幼児突然死症候群（SIDS）について
https://www.cfa.go.jp/policies/boshihoken/kenkou/sids/

こども家庭庁
こどもの事故防止ハンドブック
https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety-actions/handbook

消費者庁
食品による子どもの窒息・誤嚥（ごえん）事故に注意!
https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_047/

消費者庁
幼稚園等のプール活動・水遊びでの溺れ事故を防ぐために
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/teaching_material/

監修　令和5年度子ども・子育て支援調査研究事業「教育・保育施設等における『教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン』等の効果的な周知方策についての調査研究事業」検討委員会

編集・発行　PwCコンサルティング合同会社　**デザイン**　富田誠・富田真弓　**イラスト**　岩瀬未佳